

令和6年度第2回文化財保護審議会 議事録

日 時 令和6年12月19日（木）10時00分～

場 所 道庁別館西棟4階会議室

出席者 出席委員15名

内田祐一 （文化庁アイヌ文化振興調査官）

奥寺 繁 （北海道教育大学旭川校准教授）

北村清彦 （北海道大学名誉教授）

熊木俊朗 （東京大学大学院常呂実習施設教授）

白木彩子 （東京農業大学生物産業学部准教授）

鈴木明彦 （元北海道教育大学札幌校教授）

角 美弥子 （北海道教育大学岩見沢校准教授）

瀬川拓郎 （札幌大学教授）

谷 一之 （公益財団法人はまなす財団専務理事）

谷本晃久 （北海道大学大学院教授）

中島宏一 （北海道開拓の村館長）

並川寛司 （北海道教育大学名誉教授）

羽深久夫 （札幌市立大学名誉教授）

森 雅人 （NPO 法人じもっと理事長）

近藤昌幸 （北海道森林管理局計画保全部長）

ほか 事務局職員

司会) ただいまから、令和6年度第2回北海道文化財保護審議会を開催します。

私は司会を担当します事務局の文化財・博物館課村上です。よろしくお願いします。

本日は15名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会条例第6条の2で規定する定足数である委員総数の2分の1以上を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日の議事要旨は事務局で整理し、後日お示ししたいと考えています。議事は、道教委のホームページに掲載し、公表いたします。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、委員の皆様には、後日、議事録の確認をお願いしたいと思います。整い次第、送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、北海道教育庁生涯学習推進局長の山崎からご挨拶申し上げます。

局長) 令和6年度令和6年度第2回北海道文化財保護審議会の開催に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を頂き、誠にありがとうございます。

この審議会は、北海道教育委員会の附属機関として、文化財の保存や活用に関する重要事

項を調査・審議するとともに、これらの事項を教育委員会に建議することを目的に、設置されております。委員の皆様には、大変ご多忙の中、委員就任を御承諾いただき、感謝を申し上げます。本審議会は、令和6年7月から令和8年7月までの任期において、開催するものであり、今回、新たに、奥寺委員、谷委員の2名の方に御就任頂き、再任の委員を含め、15名の新体制となりました。本日は、会長・副会長の選出など新たな会の運営や、北海道指定文化財に向けた取組などについて、皆様に協議をお願いしたいと考えております。限られた時間ではございますが、皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会)

ありがとうございます。

本日の審議会は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて委員の方々をお一人ずつご紹介させていただきたいと思います。名簿のあいうえお順で紹介させていただきます。

はじめに、内田委員です、奥寺委員です、北村委員です、ズームでご参加の熊木委員です、ズームでご参加の白木委員です、鈴木委員です、角委員です、ズームでご参加の瀬川委員です、谷委員です、谷本委員です、中島委員です、浪川委員です、羽深委員です、森委員です、近藤委員です。皆様どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

はじめに、生涯学習推進局長の山崎です。続きまして、文化財・博物館課長の菅野でございます。文化財保護係課長補佐の橋本でございます。文化財調査係課長補佐の藤原でございます。このほかの文化財博物館課の担当職員につきましては、お手元の名簿で紹介にかえさせていただきます。

ここで、山崎局長につきましては所用のため、退席をさせていただきます。

局長)

どうぞよろしくお願いいたします。

司会)

それでは、議事に入らせていただきます。なお、大変恐縮なのですが、機材の関係で集音マイク真ん中に1カ所ございます。音が拾いにくい可能性がありますので、皆様ご発言の際には、ちょっと大きめの声でお願いしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また、本会議につきましては、11時半をめぐりに終了させていただきたいと思いますので、進行について御協力をお願いいたします。議事の進行は会長が行うこととなっておりますが、会長選出までの間、事務局が進行させていただきますので、進行を菅野課長に代わります。よろしくお願いします。

課長)

それでは、協議事項1の(1)、会長、副会長の選出について、御諮りしたいと思います。審議会条例におきまして、会長及び副会長は委員が互選するということになっておりまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

御意見はなさそうですので、事務局案と言うことで、御提案させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局案ということで御提案させていただこうと思います。会長の方ですけれども、再任いただいた中から、角美弥子委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様、会長選出につきまして、御意見ございますでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、角委員に会長の方をよろしくお願いしたいと思います。
続きまして、副会長についてと言うことで、同じく再任委員の中から、羽深久夫委員にお願いしたいと考えておりますが、御意見等ございますでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、羽深委員に副会長をお願いいたします。
会長、副会長は別の席で申し訳ないんですけども、席をお移りいただければと思います。

それでは、改めまして会長、副会長から御挨拶いただければと思います。

まずは角会長から御挨拶いただければと思います。

角会長) このたび、会長を拝命いたしました角と申します。会の円滑な進行に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

課長) 続きまして、羽深副会長からお願いしたいと思います。

羽深副会長) 長く委員を務めているということで、このたび、副会長を拝命致しました。後ほど報告致しますが、道指定の文化財についてお話致します。よろしくお願いします。

課長) ありがとうございます。この後の議事については、角会長に進行をお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願い致します。

角会長) それでは、議事を進めてまいりたいと思います。
協議事項1の(2)、部会及び部会長等の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

橋本課長補佐) ご説明いたします。別冊資料の2ページを御覧ください。

部会につきましては、審議会規則第2条により3つの部会構成となっております。第1部会は、有形文化財、史跡及び埋蔵文化財に関する事項、第2部会は、無形文化財、及び民俗文化財に関する事項、第3部会は、名称、及び天然記念物に関する事項について、調査、審議をいただくことになります。

部会に属する委員については、審議会規則により、会長が指名することとなっております。また、部会長の選出は、部会に属する委員が互選することになっており、部会長に事故

がある時、その部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指定するものが、その職務を代理することとなっております。以上です。

角会長) ありがとうございます。各委員の所属部会につきましては、会長指名となっておりますので、私のほうから提案をさせていただきます。提案書の配布をお願いいたします。

ただいま、部会委員の会長案をお示しいたしました。

第1部会につきましては、北村清彦委員、熊木俊朗委員、瀬川拓郎委員、中島宏一委員、羽深久夫委員、谷一之委員、

第2部会につきましては、内田祐一委員、角美弥子委員、谷本晃久委員、中島宏一委員、森雅人委員、谷一之委員、

第3部会につきましては、白木彩子委員、鈴木明彦委員、並川寛司委員、奥寺繁委員、近藤昌幸委員、谷一之委員、
をお願いしたいと考えております。

再任されました委員につきましては前回と同じ部会で、新任の委員の方はそれぞれの専門分野と関連の深い部会をお願いすることとしております。中島委員につきましては引き続き、第1部会と第2部会の兼務をお願いしたいと考えております。谷委員につきましては第1部会にまずはご所属いただき、文化財の活用という面におきまして、必要の都度、第2部会や第3部会にも御参加をお願いしたいと考えております。御意見のある方はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、案のとおり御指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に部会長の選任です。先ほど事務局から説明がありましたが、審議会規則に基づき、部会の委員が互選することとなっております。ただ、部会ごとに集まって互選していただくと、皆様お忙しい中、大変時間がかかることから、事務局の方で案を作成しているようですので、その案を検討させていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

では、事務局から、提案書の配布をお願いいたします。

案について、手元に配布されているかと思いますが、先ほど、部会長については部会長に事故がある時、その部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指定するものが、その職務を代行することとなっております。それで、部会長、部会長代理の案としまして、

第1部会部会長に北村清彦委員、部会長代理に中島宏一委員、

第2部会部会長に谷本晃久委員、部会長代理に内田祐一委員、

第3部会会長に白木彩子委員、部会長代理に並川寛司委員、

として、案をお示ししたいと思います、いかがでしょうか。

御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、部会長、部会長代理に選出された各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、この会議の公開、非公開について、毎度の事ですけれどもお諮りいたします。報告事項については公開とし、協議事項2以降につきましては、北海道の文化財指定に関する意思形成過程にあることから、非公開の取扱いとしたいと思っておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、報告事項に入ります。

まず、(2) 報告事項につきまして、事務局の方から報告をお願いしたいと思います。

なお、質問につきましては、報告の後、一括して受けたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

藤原課長補佐) それでは、北海道西島松5遺跡出土品の重要文化財指定につきましてご説明します。

報告資料1をご覧ください。

「北海道西島松5遺跡出土品」は、本年3月15日に開催されました国の文化審議会で、指定について答申され、8月27日付の官報告示で指定されました。遺跡は石狩平野の中央部、千歳川に注ぐ柏木川沿岸の台地上に立地しており、平成12年から16年に行われました河川改修に伴う発掘調査で、擦文時代前半にあたる、7世紀前半から9世紀前葉のお墓の跡が多く見つかりました。今から1400年前から1200年前、本州の時代区分で言いますと、飛鳥、奈良、平安時代に相当いたします。

この墓から出土した金属製品、土器など計218点が指定されました。

また、文化財本体に関連した物品である、埋葬に伴う礫(れき)、石ですが、7点が、附(ついたり)として指定されました。これらの所有者は恵庭市で、現在、恵庭市埋蔵文化財整理室におきまして、温度湿度、管理された状態で保存されております。

金属製品は、金銀装の大刀(たち)・刀子(とうす)・鉄鏃(てつぞく)や斧・鎌などの鉄製品が豊富で、道内で作られたました土器とともに北海道中央部に独特な墓制をよく示しています。なかでも、3ページにあります金・銀の金具で装飾された大刀(たち)は、現在の奈良・京都周辺の畿内(きない)地域で製作したと考えられております。柄(つか)が蕨(わらび)の芽の形をしていることから名付けられた蕨手刀(わらびてとう)は、東北北部の出土品と共通しています。

これらの出土品は、北海道中央部と東北地方北部や律令政府との政治的、社会的な関係性を考えるうえで非常に貴重な資料と評価されたものです。今回の指定により、道内の重要文化財は66件になりました。

当課といたしましては、地元教育委員会と連携し、SNSなど活用して、積極的な広報を行っております。また、11月15日には、北海道教育委員会の教育長、教育委員が出土品を視察しております。

以上で報告を終わります。

橋本課長補佐) それではご説明させていただきます。

報告資料2の登録有形文化財について、登録有形文化財については令和6年8月15日付

の官報において、根室市にある「清隆寺（せいりゅうじ）本堂」の登録が告示され、国の登録有形文化財（建造物）として登録されました。

「清隆寺（せいりゅうじ）本堂」は、根室市街地に位置する真言宗の寺院本堂です。建設年は大正 14 年であり、気仙大工（けせんだいく）であった花輪喜久蔵（はなわきくぞう）の道内作の一つです。向拝虹梁（こうはいこうりょう）、木鼻（きばな）、懸魚（げぎょ）の獅子（しし）、龍（りゅう）、鳳凰（ほうおう）などの彫刻が秀逸であり、造形の規範となっているものとして登録されました。

今回の登録により、道内の国の登録有形文化財（建造物）の登録数は 152 件となりました。

続きまして、報告資料の 3 を御覧ください。

令和 6 年 3 月 21 日付けで、上川郡鷹栖町にあります「鷹栖の装蹄用具（そうていようぐ）及び関連資料」399 点が国の有形民俗文化財として登録されました。

本件は、北海道の開拓に重要な役割を果たした馬の蹄鉄とその製造や装着に使用された用具の収集となっております。鷹栖町で営まれていた装蹄所の用具がまとまって収集されており、当地における装蹄の実態を伝える資料群となっていること、また、冬期用の蹄鉄（ていてつ）類など寒冷地ならではの用具も含まれており、地域的特色も顕著であり、北海道における装蹄職人の技術や近代の開拓の様相を理解する上で注目されるものであることから、国の有形民俗文化財として登録されております。

以上でございます。

角会長） ありがとうございます。
それでは、只今説明がありました報告事項について、一括で質問を受けたいと思います。
質問がありましたらお願いいたします。
すみません、登録有形文化財についてですが、北海道初でしょうか。

橋本課長補佐） いえ、そうではないです。

湯澤主査） 登録有形民俗文化財としては、北海道初です。

課長） 今の件数につきましては、資料の 18 ページに現時点ということで掲載させていただいております。登録のほうは下のほうに掲載しております。

角会長） 特に問題がないようでしたら、これについては以上ということにいたします。
次の協議事項につきましては、非公開となります。